

## 就学にかかる費用と各種支援制度について

高校就学には、授業料や諸会費など、様々な費用がかかります。

下記は、それらの費用の概要とそれぞれに対する支援制度についての整理表です。各支援制度のご活用のご参考にしてください。

項目	金額	各種支援制度			
		制度名	認定された場合	対象者	申請時期及び方法
入学料	5,650円	入学料減免制度	【返金】 5,650円	・災害の被災者 ・生活保護世帯もしくは同程度の収入の世帯	入学年度の4月 ※案内は入学のしおり参照
入学準備費 (制服、体操服等)	約90,000円～ 約120,000円	入学準備サポート金	【支給】 50,000円	・保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯	入学年度の4月 ※新生オリエンテーションにて申請書を配布
学習用端末	62,700円 (県教育委員会が紹介するECサイトで購入する場合)	1人1台端末購入支援事業給付金	【支給】対象金額の全額 ※対象金額上限：62,700円  【支給】対象金額の1/2 ※対象金額上限：62,700円	・生活保護世帯 ・保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯  ・保護者等全員の課税標準額×6%－調整控除の合計額が5万1,300円未満の世帯 ※年収目安：約350万円未満	入学年度の5月 ※案内は入学のしおり参照
授業料	月額9,900円 (毎月20日口座引落)	就学支援金	【実質免除】 3年間で356,400円	【通常】 ・保護者等全員の課税標準額×6%－調整控除の合計額が30万4,200円未満の世帯 ※年収目安：約910万円未満	入学年度の4月 毎年7月 ※新生オリエンテーションにて申請書を配布
				【家計急変支援】 ・保護者等全員の課税標準額×6%－調整控除の合計額が15万4,500円未満の世帯 ※年収目安：約590万円未満  ※保護者の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、収入が減少した場合	随時(家計急変事由が発生した場合、速やかに申請してください)  ※新生オリエンテーションにて申請書を配布
諸会費 (学校徴収金)	年額約80,000円～ 約120,000円  ※学年や年度により異なります  (5月～12月の30日に口座引落)	奨学給付金	【支給(令和5年度)】 生活保護世帯：32,300円 非課税世帯第1子：117,100円 非課税世帯第2子：143,700円	・生活保護世帯 ・保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯	毎年8月 ※7月に案内を配布予定
		諸会費減免制度	【免除(令和5年度)】 3年間で83,700円	・災害の被災者 ・生活保護世帯もしくは同程度の収入の世帯	毎年4月 ※新生は入学料減免制度が認定された場合に、自動的に諸会費も減免となります。

○いずれの支援制度も、返済は不要です。

○適用期間が1年なので、一度認定された後も、毎年再申請が必要です。

○年度途中で家計の急変があった場合は、事務室までご相談ください。

○上記以外に、修学旅行など業者に直接支払う積立金があります。

甲府東高校 事務室 電話055-237-6931